

令和 6 年第 3 回定例会

請 願 調 査 一 覧 表

防災環境産業委員会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果
6 年 第 3 号	6 . 9 . 1 1	所得税法第 56 条廃止を求める意見書採択に関する請願 日本国の税制は、所得税法第56条の規定により、事業主の家族従業者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認めないことを原則としている。事業主の所得から控除される親族の働き分は、配偶者が86万円、配偶者以外の親族が50万円である。自営中小業者の配偶者である業者婦人は自ら家業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いているのに、所得のうえでは非常に低い評価しかされていない。 週に2日は休みながら家業に専念すると仮定すると、配偶者の働き分は茨城県の最低賃金953円(令和5年10月1日以降適用)に換算して1日3.27時間分、配偶者以外の同居親族は同1.90時間分である。中小自営業者の配偶者と同居親族はどんなに長時間休みなしで働いたとしても1日2～4時間分しか賃金が支払われないということになる。これでは社会的にも経済的にも全く自立できず後継者を確保することもできない。 たしかに、税法上の原則である「白色申告」ではなく「青色申告」と呼ばれる申告のしかたをすれば自家労賃を経費にすることができる。しかし、現在はすべての事業者に記帳義務が課せられて青色申告と白色申告との間の違いは少なくなっており、申告のしかたによって同じ労働に対する対価を経費として認めないとする制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。 また、所得税法第56条が必要な理由として租税回避に利用される、あるいは家族内で恣意的に所得が分割されるといったことも言われるが、このようなことは青色申告でも起こる可能性はあるし、家族経営の個人事業主が法人化して事業主が給与所得者になった場合も同様である。白色申告者に限って、租税回避や家族内での恣意的な所得分割を理由に自家労賃を認めないことは道理がないものと考ええる。 2016年2月には、国連女性差別撤廃委員会で家族経営における女性の労働を認めるよう所得税の見直しを検討することが勧告された。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国といった国々も自家労賃を経費として認めており、	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 柿沼 洋子 外180名1団体	江 尻 加 那	○事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の取扱い 1 原則（所得税法第56条） 生計を一にする配偶者その他の親族が事業者の営む事業に従事した場合に、事業者が当該親族に支払った対価（給与）は、事業者の必要経費に算入しない。 2 事業に専従する親族がある場合の特例（所得税法第57条） (1) 青色申告者の専従者給与の特例 青色申告者の場合は、事業に専従する配偶者その他の親族に支払った給与を事業者の必要経費に算入する。 (2) 白色申告者の事業専従者控除 白色申告者（青色申告者以外の者）の場合は、次のいずれか低い額を事業者の必要経費とみなす。 ① 事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円 ② 事業専従者控除前の事業所得÷（事業専従者数＋1） （参考）青色申告と白色申告との申告手続及び添付書類の主な相違点 (1) 青色申告 ①税務署長の承認が必要 （その年の3月15日までに申請書を提出） ②書類の作成内容 原則：複式簿記（損益計算書と貸借対照表の作成が必要） 例外：所得300万円以下の場合 複式簿記は不要だが、帳簿書類の作成が必要 (2) 白色申告 ①税務署長の承認は不要 ②書類の作成内容 複式簿記は不要 ただし、収入金額や必要経費を記載した帳簿書類（売上、雑収入等、仕入、経費が記載されたもの）の作成が必要。

		所得税法第56条が世界の流れから取り残されていることは明らかだと思う。また、日本税理士会連合会は「平成29年度税制改正に関する建議書」で所得税法第56条の見直しを求めており、2018年6月に発表された「平成31年度税制改正に関する建議書」においても所得税法第56条の見直しを求めていると解することができる記述がある。日本弁護士連合会も2017年11月に発表した税制改正に関する意見書で、家族従業者に支払う給与を経費に算入することを原則とするよう専従者給与制度の見直しを検討することを求めている。国会では経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁している。茨城県内ではつくばみらい市、石岡市、土浦市、つくば市、かすみがうら市の5市議会と阿見町議会が、全国では11県を含む572の自治体（令和6年6月25日現在）が所得税法第56条見直しの意見書を採択して国に提出している。 令和2年に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画に、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する。」と記載されている。令和3年3月に可決された茨城県男女共同参画基本計画（第4次）では家族従業者として働く女性について言及がないが、平成28年3月の第3次基本計画では、「基本目標Ⅱ重点課題2施策の方向 4 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」にて「1 意識啓発の促進 家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるよう、意識啓発を促進します。」と記載されている。私たちは、制度の裏付けがあってこそ家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるようになるし、自らの働き分が正当に認められることがその一環になると考えている。自家労賃を認めることは中小業者の経営支援になるし、国や県が進めている男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがいない。 茨城県議会においても、主旨を十分に理解いただき、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出していただきたく請願する。			
		記			

		1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること			
--	--	-----------------------------------	--	--	--